

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ お知らせ

「平成29年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）」

「平成29年度 訪問看護にかかる支援策について」

「平成29年度 介護職員スキルアップ研修【第5回・6回 二次募集中】」

「今年度後半の研修に如何ですか？「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

「結核予防講演会のご案内「在宅高齢者における結核対策」

○ 報酬算定・運営基準

「福祉用具貸与の介護給付費における適正な請求について」

「介護予防通所リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月16日(月曜日)締切りです！」

平成29年10月1日発行 第159号

お知らせ

○ **平成29年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）**

厚生労働省が全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とし、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。

この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護サービス事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」（株式会社インテージリサーチ）

（フリーダイヤル）0120-577-714

（フリーダイヤル）0120-999-881（オンライン調査専用番号）

※ 調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※ 調査票は9月末より各事業所へ順次発送予定です。

○ 平成29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等	
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 対象分野：訪問看護・皮膚排泄ケア・認知症看護・緩和ケア	締切：10月31日(火) (※2) 上記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要です</u>	
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※1) ①研修参加時の代替(右記締切まで) ②産休・育休・介休取得時の代替(原則、随時受付)		
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(※2)		
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込み受付中 都内9か所から13か所に拡大して実施中！ 体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください	
	東京都訪問看護教育ステーション事業 『新任訪問看護師交流会』の開催 【目的】 本交流会は、新任訪問看護師同士の交流や、経験豊富な訪問看護師の方々からの新任訪問看護師への助言等を行う事を目的に開催します。 【対象】 訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師の方 【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、 <u>下記交流会実施ステーションへFAXで直接、お申込みください。</u> その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。		
	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第4回	訪問看護ステーション みけ 「いまさら聞けない？訪問看護制度のあれこれ」 講師：訪問看護ステーション みけ 管理者 椎名美恵子 氏 訪問看護認定看護師 高橋操 氏	11月10日(金)18:30～20:00 会場：訪問看護ステーションみけ 住所：墨田区向島2-10-5 第5安井ビル1階 (都営浅草線・東京メトロ半蔵門線 押上(スカイツリー前)駅(A3出口)より徒歩10分 東武スカイツリーライン とうきょうスカイツリー駅(出入口1)より徒歩12分)	訪問看護ステーションみけ FAX 03-3626-2318 締切：11月9日(木)17時

上記の他、H30年2月までに5回予定しています。(第3回までは終了しました。)
詳細は、東京都ホームページ等でご案内します。

管理者指導者育成研修
※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。

11月～12月の間で2日間実施
申込受付中 (締切 10月20日)
詳細はホームページをご覧ください。

訪問看護フェスティバルの開催
※(公社)東京都看護協会へ委託して実施します。

H30年1月13日(土) 都庁5階大会議場
申込受付中 (締切 12月15日)
詳細はホームページをご覧ください。

※1 「訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業」のうち、**②産前産後休業、育児休業、介護休業取得時の代替職員確保支援については、申請状況により期限を設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。**

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267 FAX : 03-5388-1425

○ 平成29年度 介護職員スキルアップ研修【第5回・6回 二次募集中】

1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指して、講義・演習を行います。

2 対象

都内に所在する介護保険事業所の介護職員として2年以上の勤務経験があり、研修受講後に事業所内での伝達研修を行える方。

※今年度より、対象を非常勤職員にも拡大しました。

3 定員 各回 150名

4 受講料 無料(資料代含む)

5 申込締切 第5回・6回 平成29年11月8日(水)

※第1回～4回は募集を終了しました。

6 申込方法 東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとくん」からお申込みください。
(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

7 日程・会場・時間

下記一覧表のとおり

コース	1日目	2日目	3日目
第5回	(第5回・第6回合同) 平成29年12月14日(木) 9:25～17:00	(第5回・第6回合同) 平成29年12月15日(金) 9:30～17:00	平成29年12月21日(木) 9:30～17:00 (会場) 東京都社会福祉保健医療研修センター
第6回	(会場) 発明会館・ホール	(会場) 発明会館・ホール	平成29年12月22日(金) 9:30～17:00 (会場) 東京都社会福祉保健医療研修センター

(会場所在地)

- ・発明会館：東京都港区虎ノ門2-9-14 (最寄駅 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 他)
- ・東京都社会福祉保健医療研修センター：東京都文京区小日向4-1-6
(最寄駅 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅)

お知らせ

○ 今年度後半の研修に如何ですか？

「高齢者見守り人材向け出前講座」 お申込み 受付中！

無料

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 結核予防講演会のご案内 「在宅高齢者における結核対策」

高齢者は結核の既感染率が高く、免疫力の低下により結核を発生するリスクが高いため、高齢者の結核対策がとても重要です。東京都の新規登録結核患者の60歳以上は、約56.8%と過半数を占めています。本講演会では、専門家の医師をお招きして、結核についての基本的な知識、結核患者への対応方法や現場での協力体制について、お話しいただきます。多くの方のご参加をお待ちしております。

【日時】

平成29年11月17日（金） 14:00～16:00

【講師】

公益財団法人 東京都保健医療公社 多摩南部地域病院 副院長 藤田明先生

【対象】 在宅高齢者を支援する関係者

- ・ 介護支援事業所・サービス提供事業者職員
- ・ 訪問看護師
- ・ 薬剤師
- ・ 地域包括支援センター及び在宅介護支援センター職員
- ・ 福祉事務所職員
- ・ 区市町村高齢者支援主管課職員
- ・ 保健所結核業務担当者

【定員】 200名

※先着順ですので、お申し込みは早めにお願いたします。

（定員を超えた場合はご連絡させていただきます。）

※受講無料。受講票の発行は行っておりません。

【会場】

コンGRESクエア中野 地下1階コンベンションホール

【申込み先及びお問合せ】

公益財団法人 東京都結核予防会 担当：業務課企画調整係 田崎・小川

電話番号 03-3633-4053

FAX番号 03-3633-8453

※本講演会は、東京都福祉保健局から公益財団法人 東京都結核予防会が受託して実施するものです。

○ 福祉用具貸与の介護給付費における適正な請求について

適切な福祉用具貸与価格を確保する等の観点から、厚生労働省より「平成29年8月25日付老高発0825第1号 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」が発出されましたのでお知らせします。

1 概要

福祉用具貸与事業者においては、現行の介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にTAISコード（5桁-6桁（半角・数字））、JANコード又はローマ字で商品コード等を記載いただいておりますが、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを必ず記載いただくことになります。（本見直し内容を踏まえ、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を今後改正する予定です。）

これらのコードが記載された介護給付費の請求実績に基づき、商品ごとに、全国平均貸与価格の算出、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。

2 介護給付費明細書記載における注意点

・平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを必ず記載する。

- ・ TAISコード又は福祉用具届出コードについては、誤りなく正確に記載する。
- ・ 同一の商品を含め、複数の福祉用具の商品を請求する場合も、一つ一つ分けて記載する。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、TAISコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻が予定されています。

3 TAISコード又は福祉用具届出コードについて

- ・ TAISコードを有している商品か否かについては、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者にご確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ（福祉用具情報システム（TAIS））「福祉用具の検索」でも御確認いただけます。

福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会）

<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

- ・ 福祉用具届出コードが不明な場合は、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者にご確認いただきますようお願いいたします。

4 今後のスケジュール（貸与価格の上限設定）

平成30年春～夏頃 全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表

平成30年10月 施行

詳細は以下のホームページより御確認ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html

「介護保険最新情報 Vol. 602（平成29年8月25日） 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」

○ 介護予防通所リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月16日(月曜日)締切いです！

介護予防通所リハビリテーション事業所において、平成30年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、平成30年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
平成30年度 算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
平成30年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 平成29年10月16日(月曜日)必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問い合わせ先】

◆ 介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設除く)

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL:03-3344-8517

【様式等:通所リハビリテーション】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/8_tuuraha.html

◆ 介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当
TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

※1 介護予防通所介護サービスは平成29年度をもって終了するため、届出不要です。

※2 通所型サービス(みなし)を除く総合事業の事業所評価加算に関するお問い合わせは、各区市町村の所管課までお願いいたします。